

平成25年9月24日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成25年度9月期）

総務省は、平成25年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月24日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

34,929百万円

2 現金交付

平成25年9月27日（金）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 板東理事官

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成25年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	828	757
2 青森	232	115
3 岩手	251	126
4 宮城	291	318
5 秋田	202	100
6 山形	250	125
7 福島	405	201
8 茨城	510	255
9 栃木	341	171
10 群馬	513	257
11 埼玉	1,087	729
12 千葉	810	535
13 東京	1,861	930
14 神奈川	856	1,185
15 新潟	318	306
16 富山	199	100
17 石川	208	104
18 福井	141	70
19 山梨	177	88
20 長野	424	210
21 岐阜	376	187
22 静岡	702	739
23 愛知	1,220	1,031
24 三重	332	167
25 滋賀	245	123
26 京都	298	369
27 大阪	1,150	1,144
28 兵庫	897	705
29 奈良	209	103
30 和歌山	176	87
31 鳥取	90	44
32 島根	125	62
33 岡山	332	346
34 広島	393	388
35 山口	252	126
36 徳島	161	80
37 香川	262	131
38 愛媛	257	129
39 高知	133	64
40 福岡	835	934
41 佐賀	236	118
42 長崎	242	121
43 熊本	250	274
44 大分	234	117
45 宮崎	309	154
46 鹿児島	364	181
47 沖縄	225	111
合計	20,213	14,716

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

